

おかだ外科内科クリニック訪問リハビリテーション事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人おかだ外科内科クリニックが開設するおかだ外科内科クリニック訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション【指定介護予防訪問リハビリテーション】の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態【介護予防にあっては要支援状態】にある高齢者等（以下「要介護者【要支援者】」という。）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション【指定介護予防訪問リハビリテーション】を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 指定訪問リハビリテーション事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことによって、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 おかだ外科内科クリニック訪問リハビリテーション事業所
- (2) 所在地 宮古市実田二丁目 5 番 10 号
- (3) 事業単位 1 単位

(職員の職種、人数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1 人（常勤兼務）

医師は、訪問リハビリテーション従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。

- (2) 従業者

理学療法士、作業療法士、若しくは言語聴覚士 1 人以上

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画に沿って、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から16日、及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、宮古保健福祉環境センター及び利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第8条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置)

第9条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者への虐待防止に関する研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、当該事業所の従業者または擁護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に擁護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを県に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、宮古市（旧川井村を除く）の区域とする。

* 区域外においては、要相談とする。

(個人情報の保護)

第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱に努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良等によって訪問リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業者は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 繼続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人おかだ外科内科クリニック理事長が定めるものとする。

附 則 本規程は平成28年10月1日から施行する。

附 則 本規程は令和元年5月1日から施行する。

附 則 本規程は令和元年12月20日から施行する。

附 則 本規程は令和5年11月1日から施行する。

附 則 本規程は令和6年4月1日から施行する。